

2年度の市・府民税、所得税の申告は 2月17日(月)から3月16日(月)まで

市・府民税の申告

時 午前8時45分～午後5時15分 場 市役所2階10番窓口

◎各種手続きに市・府民税の申告が必要です

2年度(2019年分)市・府民税の申告は、2年1月1日時点で本市に住所がある方が対象になります。市・府民税が非課税の方でも、国民健康保険料や介護保険料などの算定、児童手当や年金の手続きなどのために申告が必要になる場合があります。

また、税務署への確定申告が不要な年金所得者でも、市・府民税の算定において医療費控除の適用を受ける場合などは市・府民税の申告が必要です。

なお、税務署へ確定申告書を提出される方や、

収入が給与のみで勤務先から本市に給与支払報告書が提出されている方(提出の有無は勤務先にお問い合わせください)は、市・府民税の申告は不要です。

◎休日受付をご利用ください

3月1日(日)午前9時～正午に、市役所2階10番窓口・課税課で市・府民税の申告受付をします。休日受付はこの日だけですので、月～金曜日に申告できない方はぜひご利用ください。

問い合わせは課税課☎754・6222

所得税の申告

時 午前9時～午後4時 場 豊能税務署

◎パソコン・スマホから確定申告ができます

元年分の所得税および復興特別所得税、贈与税の申告・納期限は3月16日(月)、消費税および地方消費税の申告・納期限は3月31日(火)です。

所得税および復興特別所得税、贈与税の確定申告には、ご自宅のパソコンやスマホから簡単に申告書が作成できる国税庁ホームページの「確定申告等作成コーナー」をご利用ください。

なお、ID・パスワードを取得されている方は、マイナンバーカードやICカードリーダライタがなくても、自宅などからインターネット(e-Tax)で申告できます。詳細は国税庁ホームページをご覧ください。

◎「医療費控除の明細書」の添付が必要です

平成29年分の確定申告から、医療費控除の領収書の提示・添付が不要となり、医療費控除の明細書の添付が必要となりました。なお、領収書はご自宅で5年間保存する必要があります。

◎公的年金などを受給されている方へ

公的年金などの収入の合計金額が400万円以下で、かつ公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下のときは、所得税などの確定申告は不要です。

なお、所得税の還付を受けるためや、株式などの損失を翌年以降に繰り越す場合には確定申告が必要になります。

7ページ上段のチャートでチェック!

◎申告書の作成・相談を希望される方へ

豊能税務署での申告書作成会場は、2月17日(月)から開設します(2月14日(金)以前は開設しておりません)。相談受付時間は、午前9時から午後4時ですが、混雑状況により早めに相談受付を終了する場合があります。

事前に自宅で医療費控除の明細書の作成・集計や配当金関係書類の集計、収支内訳書・青色申告決算書の作成などの準備をしてください。

また、2月24日(木)と3月1日(日)は、申告書作成会場を臨時開設し、休日受付を行います。

問い合わせは豊能税務署☎751・2441

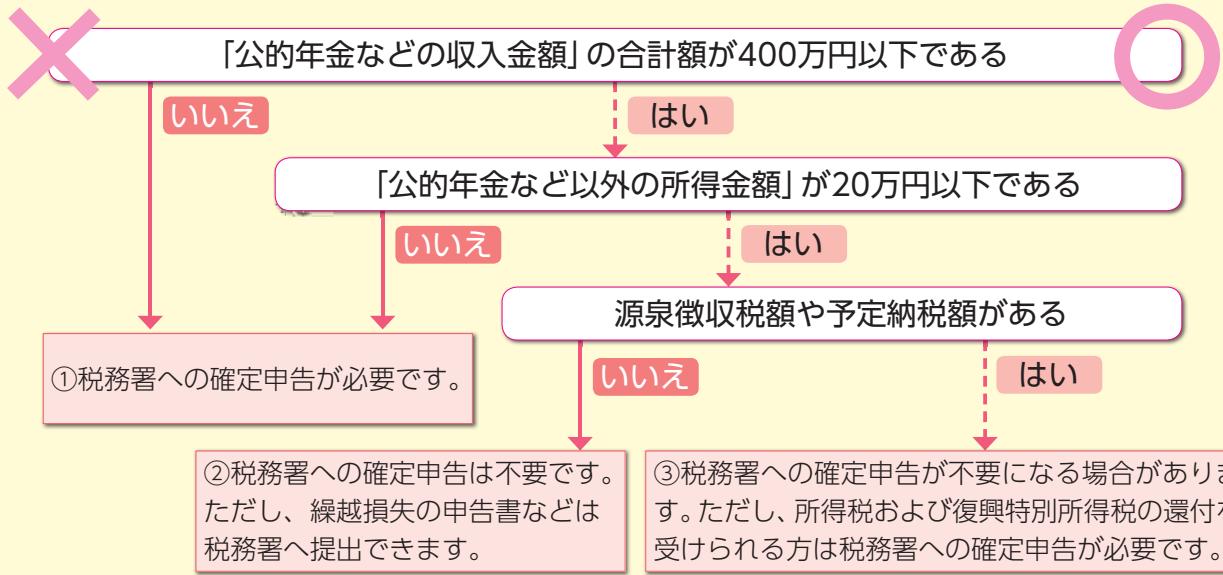
市政
トピックス

池田

かわ
ら版

2月

年金所得者の「申告が必要か、必要ないか」チェック！



市・府民税

所得税

の申告に必要なもの

- 印鑑(認印)
- 前年中の収入などを明らかにできるもの
 - ・給与所得者や公的年金受給者は「源泉徴収票」(コピーや年金額のお知らせ・通知書は不可)
 - ・営業等、不動産、農業などの収入がある方は決算書や収支内訳書
- 国民健康保険料、国民年金保険料、介護保険料、その他の社会保険料の支払証明書または領収書(源泉徴収票に記載されている場合は不要)
- 医療費控除の申告をする場合は医療費控除の明細書
- 生命保険料・地震保険料の控除証明書(領収書は不可)
- 寄付金控除の申告をする場合は寄付金証明書
- 障がい者手帳、療育手帳など
- マイナンバーカード
 - ※マイナンバーカードを持っていない方は番号確認書類(通知カード、マイナンバーの記載のある住民票の写しなど)と本人確認書類(運転免許証、健康保険証、身体障がい者手帳、在留カードなど)が必要です。

障がい者控除の対象者に認定書を発行

身体障がい者手帳などの交付を受けていない方でも、本市に住所があり、65歳以上で介護保険の要介護認定(要支援2以上の多数と要支援1の一部の方)を受けている方は、障がい者控除の対象者に認定されることがあります。所得税や市・府民税の申告をする際に、この認定書を提示すると、本人または扶養親族が障がい

者控除を受けることができます。

認定書が必要な方は高齢・福祉総務課へ申請してください。ご家族以外の方(法定代理人など)が申請される場合は、登記事項証明書の写しなどをご準備ください。また、交付には手数料300円が必要です。

※障がい者手帳などをお持ちの方は発行は不要です。

問い合わせは高齢・福祉総務課☎754・6123

造血幹細胞移植、抗がん剤治療など 化学療法後の定期予防接種の再接種費用の助成

造血幹細胞移植や抗がん剤治療などの化学療法により定期の予防接種で得られた免疫が低下、または消失したため再接種が必要となった場合に接種費用を助成します。

内 移植前に接種した定期予防接種の再接種に要した費用を助成 **対** 次の①～④に全て当てはまる方 ①造血幹細胞移植、または化学療法により定期の予防接種で得た免疫が低下または消失し、再接種が必要と医師が認める方 ②予防接種を受ける日に本市に住民登録のある20歳未満の方 ③令和元年8月1日以降の再接種であること ④接種済の定期接種の接種

回数および接種間隔が予防接種実施規則の規程によるもの **申** 次の4点を全て揃え①池田市予防接種再接種費用補助金交付申請書 ②主治医の意見書 ③予防接種の費用を支払ったことが分かる医療機関発行の領収書、明細書 ④定期予防接種の履歴が確認できるもの(母子健康手帳、予防接種予診票)、接種後180日以内に健康増進課

高齢者の肺炎球菌ワクチンの定期接種

肺炎球菌による肺炎などの感染症を予防し、また重症化を防ぎます。市外での接種も可能ですが、その場合予防接種依頼書が必要です(豊中・吹田・摂津市、豊能・能勢・島本町は不要)。依頼書が必要な場合は、事前に健康増進課で申請してください。

時 3月31日(火)まで **場** 市内医療機関(「2019年度保健事業のご案内」参照) **対** 過去にニューモバックスN Pを接種したことがなく、今年度65・70・75・80・85・90・95・100歳になる方、または60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがあり、身体障害者手帳1級を持つ市民 **料** 2,000円

※生活保護世帯や市民税非課税世帯の方は無料(事前申請が必要)。ただし、課税課に市民税の申告を行っていない場合や同一世帯に課税されている方がいる場合は免除の対象外。また、免除申請は、マイナンバーカードかマイナンバーが確認できるものと本人確認書類(顔写真入りは1点、顔写真なしは2点)と印鑑を持って、直接健康増進課。

風しんワクチン予防接種費用を助成

これから妊娠を希望されている女性やその配偶者などを対象に、風しんの予防接種の費用を助成します。助成額は、接種費用から自己負担分の2,500円を除いた金額です(生活保護世帯、市民税非課税世帯は全額助成)。1人1回限り。ただし、接種にあたっては次の点にご注意ください。●妊娠中または妊娠している可能性のある方は接種できない ●女性が接種した場合、接種後2か月間は妊娠を避ける ●任意の予防接種となる(医師からの接種の必要性や副反応、健康被害救済について説明を受けてください)

時 3月31日(火)まで **対** 本市に住民票があり、風しん抗体検査が十分でないと判定された、次のいずれかに該当する方 ①妊娠を希望する女性 ②妊娠を希望する女性の配偶者 ③妊娠している女性の配偶者
※抗体価の基準や必要書類などの詳細は、市ホームページをご覧ください。



問い合わせは健康増進課☎754・6031